

【会長の選定手続き】

選定手続き	商工団体及び県商工労働観光部からの推薦を受け、第三者委員会の選考により適当と認められた候補者の中から知事が任命し、理事会にて互選する。
選定手続きの実施主体	岩手県信用保証協会常勤理事任命候補者選考委員会 (第三者委員会)
第三者委員会の委員の属性	中小企業関係団体、金融機関、弁護士・学識経験者

(令和2年2月3日現在)